

羽島市公共施設アダプトプログラム（公共施設里親制度）実施要綱

平成28年11月24日

決裁

改正 令和2年4月1日

令和3年6月30日決裁

令和3年11月30日決裁

令和4年4月1日決裁

令和5年8月31日決裁

令和6年5月1日決裁

（目的）

第1条 この要綱は、身近な公共空間である公園、道路等（以下「公共施設」という。）におけるアダプトプログラム（里親制度）の実施に関し必要な事項を定めることにより、都市環境及び居住環境に対する市民意識の高揚を図り、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住、通学若しくは通勤する個人又は団体をいう。
- (2) アダプトプログラム 市民が公共施設の里親となり、ボランティアで美化及び清掃等を行う事業をいう。
- (3) 里親 第5条第1項の合意書を取り交わした市民をいう。
- (4) アダプトサイン 美化及び清掃等を行う公共施設に設置する里親の名称等の表示板等をいう。

（届出）

第3条 里親になろうとする市民は、公共施設の管理区域及び活動の内容を市と協議し、市長に公共施設里親届（別記第1号様式）を提出しなければならない。

（里親の資格）

第4条 里親は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 公共施設の一定区域の美化及び清掃等をボランティア活動として1年以上継続し、かつ1年に4回以上行うこと。
- (2) 公序良俗に反する行為を行わないこと。

(合意書の取り交わし等)

第5条 市長は、第3条の規定により里親届の提出があつた場合において、その内容を適当と認めたときは、当該市民と合意書（別記第2号様式）を取り交わすものとする。

2 前項の合意書を取り交わした里親は、次に掲げる書類を、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、活動を行った日の属する年度の末日までに提出するものとする。

(1) ボランティア保険の加入に係る書類

(2) 年間活動報告書（別記第3号様式）

(届出内容の変更)

第6条 里親は、届出内容に変更があつた場合は、市長に公共施設里親届出内容変更届（別記第4号様式）を提出しなければならない。

(管理の辞退)

第7条 里親は、公共施設の管理を辞退する場合は、市長に公共施設里親辞退届（別記第5号様式）を提出しなければならない。

(里親の役割)

第8条 里親が行う公共施設の美化及び清掃等の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理する公共施設内に散乱するごみ等の収集

(2) 管理する公共施設内の除草（人力除草）

(3) 管理する公共施設内の不法投棄又は異常箇所等に関する情報提供

(4) その他必要な活動

2 収集した散乱ごみ等については里親が持ち帰り、当該区域の属する収集日に所定の集積場所に搬出することとする。ただし、市長が特に認めた場合は、市長の指示する場所に搬入することができるものとする。

(市の役割)

第9条 市長は、里親が行う活動に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 里親の人数分の軍手の提供

(2) 公共施設の美化及び清掃活動に際して使用する枚数のごみ袋の提供（年度毎に、里親の数に5を乗じて得た数を上限とする。）

(3) ボランティア保険への加入

(4) 次条に規定するアダプトサインの設置

- (5) その他環境美化に必要と認めるもの
(アダプトサインの設置等)

第10条 アダプトサインの設置を希望する里親は、アダプトサイン設置申込書(別記第6号様式)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込を受けた場合は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすときに、公共施設に設置できる場所において、アダプトサインを設置することができる。

- (1) 当該里親の構成員が5名以上であること。
- (2) 合意書の締結日から原則月1回以上の活動を既に1年以上実施していること。
- (3) アダプトサインの設置後も原則月1回以上の活動を2年以上継続できること。

3 アダプトサインを設置できる数は、特に市長が必要と認める場合を除き、1の里親につき原則1基とする。

4 市長は、次条の規定により合意を解消したときは、当該里親に係るアダプトサインを撤去するものとする。

(合意の解消等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、里親との合意を解消することができる。

- (1) 里親から第7条に規定する届出があったとき。
- (2) 里親が、公共の利益に反し、又は反する恐れのある活動を行っているときと認められるとき。
- (3) 里親が相当の期間、美化及び清掃等を行っていないときと認められるとき。
- (4) その他里親としてふさわしくないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により合意を解消したときは、当該里親に合意解消通知書(別記第7号様式)を通知するものとする。

(庶務)

第12条 公共施設アダプトプログラムに関する庶務は、市民協働課において行う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 12月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 5月 1日から施行する。